

## 実習2 実習2「視機能評価」診断書作成のための検査（疾患別視力測定のコツ）

かがわ総合リハビリテーションセンター 林 京子

身体障害者手帳診断書の認定は、障害の程度を評価し、障害福祉サービスに反映させるものであり、ロービジョンケアの導入として、その後の経済的基盤や就労、教育等生活全般に影響する。視能訓練士は、医師の指示のもと、受診者の視機能を客観的に評価し、眼所見と自覚的検査の整合した検査結果を報告する事が求められている。

今回、視能訓練士が身体障害者診断書のための視機能検査を行う際の注意点について述べた。

- 1) 身体障害者診断書作成のための視機能検査の意義と注意点は、①標準条件を守る。②日常の視機能を反映させる。③視機能を正確に評価できているかを確認することが重要である。
- 2) 視力障害認定基準の改正点として、①「両眼の視力の和で認定」から「良い方の眼の視力で認定」への変更と②視力障害の各等級の境界値と例外について確認した。
- 3) 視力検査実施上の注意として、①遠見字づまり視力検査装置は、試視力表の距離、照度、視標の提示時間等標準条件を原則とする。②遠見、近見字ひとつ視力検査視標を、認識できる視野の領域に提示する。③特定の配慮による検査法である偏心視、乳幼児の視力測定法を知っておくことが重要である。
- 4) 疾患別の視力検査では、①緑内障や網膜色素変性では求心性視野狭窄に対しての視標の提示方法に注意する。②糖尿病網膜症では視力検査時の屈折値の変動と、不規則な視障害に注意する。③加齢黄斑変性の視力検査では、中心固視か、偏心視の確立の有無によって、頭位と視標の提示方法により結果が異なることに注意する。
- 5) 視力障害、視野障害の不自由度と視行動の疾患別の特徴を知り、検査時の危険の回避や検査結果との整合性の参考とする。
- 6) 眼所見と自覚的検査結果が一致しない場合の対処法を知る。

### 実習

- A) 視力・視野障害シミュレーション眼鏡を装用して、遠見近見視力検査（字づまり、字ひとつ）を受ける被検者と、検者の両方を体験した。
- B) 視野障害（視野狭窄と中心暗点）の不自由度と対処法を確認した。
- C) 発達に合わせた小児の視力検査法の実際の機器を体験した。
- D) 眼所見と自覚的検査結果が一致しない場合の外来で行える検査法を体験した。